

三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年三豊市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、三豊市（以下「市」という。）の区域内で活動する市民活動団体が実施する市民生活の向上や地域の振興に貢献すると認められる公益的活動に対し、予算の範囲内において三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金（以下「補助金」という）を交付し、市の多彩な市民力や地域資源を生かした協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 市の区域内の一定の区域で活動する団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の団体で公益的活動を継続的に行うものをいう。
- (2) 公益的活動 市民活動団体が自主的かつ自発的に行う地域社会の利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。

(事業の構成)

第3条 この告示における地域コミュニティ活動の支援事業の種類は、次のとおりとする。

- (1) 行政提案型事業
- (2) 団体提案型事業

(補助対象活動)

第4条 補助金の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める活動とする。

- (1) 行政提案型事業 地域課題を解決するために市が提案した項目について、市民活動団体が実施する公益的活動
- (2) 団体提案型事業 市民活動団体自らが考えた地域の課題を解決するために取り組む活動又は新たな地域の価値の創造等地域社会に貢献することを目的として行う公益的活動

(補助対象団体)

第5条 補助金の対象となる市民活動団体は、自主的かつ主体的に補助対象活動を行う市民活動団体で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域住民や関係者が主体的に参加していること。

- (2) おおむね 5 人以上の構成員で組織されていること。
- (3) 営利、政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (4) 組織の運営に関する規約、会則、定款その他の定めがあること。
- (5) 予算及び決算を適正に行っていること。
- (6) 市の区域内で地域課題解決事業を実施し、又は実施する予定であること。
- (7) 法人の場合にあっては市税の滞納が、法人以外の団体の場合にあっては代表者に市税の滞納がないこと。
- (8) 継続的な補助対象活動が見込めること。
- (9) 地方公共団体等からの運営補助金等を受けていない団体であること。

(補助対象事業)

第 6 条 補助対象となる事業は、受益者が特定されることなく、不特定多数の者が参加できるもので、移住・子育て支援、高齢者生活支援、環境美化その他コミュニティ活動とする。

(補助対象経費)

第 7 条 補助金の交付対象経費は、第 4 条の規定による事業の実施に要する経費とする。

ただし、次に掲げる経費は、補助金の対象経費としない。

- (1) 市民活動団体の恒常的な活動を維持する経費
- (2) 市民活動団体の構成員による会合の飲食費
- (3) 市民活動団体の構成員に対する人件費
- (4) その他補助対象経費とすることが適当でないと認められるもの

(補助金の額等)

第 8 条 補助金の額は、第 7 条に掲げる補助対象経費の上限額を 30 万円とし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 行政提案型事業 法人の場合にあっては次のイ及びロを合計した額と、法人以外の団体の場合にあっては次のイのみの額とする。

イ 補助対象経費の 10 分の 10 以内の額（同一年度内において 1 回限りとする。）

ロ 対象経費の 55% 以内の額

- (2) 団体提案型事業 1 事業当たり最大 3 回（3 年）までで、第 1 回目（1 年目）にあっては補助対象経費の 10 分の 10 以内とし、第 2 回目（2 年目）にあっては補助対象経費の 10 分の 8 以内、第 3 回目（3 年目）にあっては補助対象経費の 10 分の 5 以内とする。

2 前項の補助金の額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助対象事業の認定申請)

第9条 補助対象事業の認定（以下「事業認定」という。）を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、市長が別に定める期日までに三豊市地域コミュニティ活動支援事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（様式第3号）
 - (3) 団体概要書（様式第4号）
 - (4) 団体の定款、規約、会則等
 - (5) 団体の構成員名簿又は役員名簿
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- （事業認定の決定）

第10条 市長は、前条の規定により事業認定に係る申請があったときは、当該申請の内容を審査し、事業認定の適否を決定し、三豊市地域コミュニティ活動支援事業認定（不認定）通知書（様式第5号）により申請団体に通知するものとする。

（認定事業の内容変更）

第11条 前条の規定により事業認定を受けた申請団体（以下「認定団体」という。）は、当該事業認定を受けた補助対象事業の内容を変更しようとするときは、三豊市地域コミュニティ活動支援事業認定内容変更承認申請書（様式第6号）に必要書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の額の10分の2以上の減額又は増額を伴う変更
- (2) 補助事業の内容の重大な変更

2 市長は、前項の規定により認定事業の変更申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、三豊市地域コミュニティ活動支援事業認定内容変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により認定団体に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第12条 補助金の交付を受けようとする認定団体は、補助対象活動に着手する前に三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第13条 市長は、前条の規定により申請があった場合で、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第9号）により、申請団体に通知するものとする。

（補助事業内容の変更）

第 14 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた認定団体が、補助事業内容を変更しようとするときは、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金変更承認申請書（様式第 10 号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、第 11 条第 1 項ただし書の重要な変更以外の軽微な変更は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により補助事業内容の変更申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、三豊市地域コミュニティ活動支援事業内容変更承認（不承認）通知書（様式第 11 号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第 15 条 認定団体は、事業が完了したときは、当該事業完了の日から 30 日以内又は事業が完了した日の属する年度の 3 月 31 日までのいずれか早い日までに、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金実績報告書（様式第 12 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 活動報告書（様式第 13 号）
- （2） 収支決算書（様式第 14 号）
- （3） 補助金に係る帳簿、領収書等
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 16 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合で、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金額確定通知書（様式第 15 号）により、申請団体に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 17 条 認定団体は、前条の規定により補助金の額の確定通知があったときは、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金請求書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 18 条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

2 認定団体は、前項ただし書の規定により、補助金の概算払の請求をしようとするときは、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金概算払請求書（様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第 19 条 市長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助事業を取りやめたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 第 11 条又は第 14 条の規定による市長の承認を得ずに補助事業の内容を変更したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第 18 号)により、認定団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 20 条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備等)

第 21 条 認定団体は、補助事業の実施状況、経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類含む。以下同じ。)を整備し、当該認定事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間これを保管しなければならない。

(報告、検査等)

第 22 条 市長は、必要があると認めるときは、認定団体に対し補助事業の進捗状況等について質問をし、若しくは報告を求め、又は前条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

(財産処分の制限)

第 23 条 認定団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上のもの(以下「取得財産等」という。)については、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第 15号)別表に定める耐用年数を経過した取得財産等の処分については、この限りでない。

2 認定団体は、前項ただし書の耐用年数が経過するまでに取得財産等を処分しようとするときは、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金財産処分承認申請書(様式第 19 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第 24 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 第9条の規定による事業認定に係る申請は、この告示の施行前においても行うことができる。

(令和8年度における補助金の交付決定の額の特例)

- 3 市長は、第13条の規定により補助金の交付決定の額を決定した日後において、予算の範囲内で事業認定における補助金の額を上限に補助金の交付決定の額を変更することができる。
- 4 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の額を変更したときは、その旨を認定団体に通知するものとする。

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）三豊市長

所在地

団体名

代表者職氏名

三豊市地域コミュニティ活動支援事業認定申請書

三豊市地域コミュニティ活動支援事業として認定を受けたいので、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|-------------------|--|
| 1 | 事業名 | _____ |
| 2 | 総事業費 | _____ 円 |
| | （うち補助対象活動費 | _____ 円）…① |
| 3 | 事業区分 | ☐ 行政提案型 ・ ☐ 団体提案型 |
| 4 | 運営経費（行政提案型かつ法人のみ） | _____ 円①×0.55＝ _____ 円…② |
| 5 | 補助金額（①＋②） | _____ 円 |

（添付書類）

- ・活動計画書（様式第 2 号）
- ・収支予算書（様式第 3 号）
- ・団体概要書（様式第 4 号）
- ・団体の定款、規約、会則等
- ・団体の構成員名簿又は役員名簿
- ・その他市長が必要と認める書類

〈同意書〉

この申請の審査に当たり、市職員が補助対象団体であることを確認するため、市税等の納税状況を確認することに同意します。

（署名又は記名押印）

様式第 2 号（第 9 条関係）

活動計画書

事業名			
実施場所			
事業区分	☐ 行政提案型 • ☐ 団体提案型		
活動期間			
受益者数	人	役務提供者数	人
過去 3 年の実績額	円	円	円
活動目的			
(前年度からの継続事業の場合は、前年度の成果を踏まえた内容も記載すること。)			
活動概要			
(前年度からの継続事業の場合は、前年度の課題をどう反映するかについても記載すること。)			
活動効果			
(前年度からの継続事業の場合は、前年度で得られた効果を含めて記載すること。)			

様式第 3 号（第 9 条関係）

収支予算書

1 収入の部 (単位:円)

区分	予算額	積算根拠
市補助金		
自主財源		
その他		
計		

2 支出の部 (単位:円)

区分	予算額	積算根拠
補助 対象 経費		
	小計 (A)	
補助 対象 外 経費		
	小計 (B)	
合計 (A+B)		

様式第 4 号（第 9 条関係）

団体概要書

団体名	(ふりがな)		
所在地	〒		
代表者の職・氏名	(ふりがな)		
設立年月	年	月	法人格の有無 有 ・ 無
会員数（構成員数）	人（うち市民 人）		
主な活動地域			
団体の目的			
団体設立の経緯及び 主な活動実績			

※ 団体の活動が確認できる資料を添付してください。

【申請に関する連絡・問合せ先】

担当者連絡先	氏 名	(ふりがな)
	送付先	〒
	電 話	() — 【 自宅・事務所・その他 () 】
	F A X	() — 【 自宅・事務所・その他 () 】
	e-mail	

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長



三豊市地域コミュニティ活動支援事業認定(不認定)通知書

年 月 日付けで申請のあった三豊市地域コミュニティ活動支援事業について、下記のとおり認定(不認定)することに決定したので、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 事業区分及び事業名

事業区分	事業名

2 不認定の理由

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

（宛先）三豊市長

所在地

団体名

代表者職氏名

三豊市地域コミュニティ活動支援事業認定内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた三豊市地域活動支援事業の内容を変更したいので、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名(事業区分)

2 変更理由

3 添付書類

(1) 変更後の活動計画書及び収支予算書

※ 様式第2号から第4号までを添付し、変更内容が確認できるよう、変更部分を2段書きとし、変更後を上段に括弧書きで記載すること。

(2) その他市長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

三豊市長 

三豊市地域コミュニティ活動支援事業認定内容変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった三豊市地域コミュニティ活動支援事業の認定内容の変更について、下記のとおり承認（不承認）することに決定したので、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 事業区分及び事業名

事業区分	事業名

2 不承認の理由

年 月 日

（宛先）三豊市長

所在地

団体名

代表者職氏名

三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付申請書

年度において、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金の交付を受けたいので、三豊市
地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 総事業費

円
- (うち補助対象活動費

円) …①
- 3 事業区分

☐行政提案型

・

☐団体提案型
- 4 運営経費（行政提案型かつ法人のみ）

円①×0.55＝

円…②
- 5 補助金額（①＋②）

円

第 号
年 月 日

様

三豊市長 

三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金について、
下記のとおり交付することに決定しましたので、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要
綱第13条の規定により通知します。

記

1 事業区分及び事業名

事業区分	事業名

2 交付決定額 円

3 交付条件

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、市長の承認を得ること。
- (2) 補助事業の遂行の状況に関し市長が報告を求めたときは、速やかにこれを報告すること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業を完了したときは、速やかに実績報告書に関係書類を添えて市長に提出すること。
- (5) 次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消されることがあること。
 - ア 補助事業を取りやめたとき。
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 第11条の規定により市長の承認を得ずに補助事業の内容を変更したとき。
- (6) 交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還すること。

様式第10号（第14条関係）

年 月 日

（宛先）三豊市長

所在地

団体名

代表者職氏名

三豊市地域コミュニティ活動支援事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた三豊市地域コミュニティ活動支援事業の内容を変更したいので、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名(事業区分)

2 変更理由

3 変更後の交付申請額等

(1) 既交付決定額		円
(2) 事業費	(変更後)	円
	(変更前)	円
(3) 補助対象経費	(変更後)	円
	(変更前)	円
(4) 変更交付申請額		円

4 添付書類

(1) 変更後の活動計画書等

※ 様式第2号から第4号まで添付し、変更内容が確認できるよう変更部分を2段書きとし、変更後を上段に括弧書きで記載すること。

(2) その他市長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

三豊市長 

三豊市地域コミュニティ活動支援事業内容変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった三豊市地域コミュニティ活動支援事業内容の変更について、下記のとおり承認（不承認）することに決定したので、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 事業区分及び事業名

事業区分	事業名

2 交付決定額 (変更後) 円
(変更前) 円

3 不承認の理由

様式第 12 号（第 15 条関係）

年 月 日

（宛先）三豊市長

所在地

団体名

代表者職氏名

三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助事業が下記のとおり完了したので、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名(事業区分)

2 添付書類

- (1) 活動報告書（様式第 13 号）
- (2) 収支決算書（様式第 14 号）
- (3) 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

活動報告書

事業名			
実施場所			
事業区分	☐ 行政提案型 ・ ☐ 団体提案型		
活動期間			
受益者数		役務提供者数	
	人		人
活動概要			
活動実績			
活動効果			

様式第14号（第15条関係）

収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

区分		予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B)－(A)	備考
市補助金					
自主財源					
その他					
計					

2 支出の部

（単位：円）

区分		予算額 (C)	決算額 (D)	差引 (D)－(C)	備考
補助 対象 経 費					
	小計(E)				
補助 対象 外 経 費					
	小計(F)				
合計(G)					

第 号
年 月 日

様

三豊市長 

三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった三豊市地域活動支援事業補助金について、その額を確定したので、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第 1 6 条の規定により通知します。

記

1 事業区分及び事業名

事業区分	事業名

2 補助金の額 _____ 円

年 月 日

[illegible]

様式第 1 7 号（第 1 8 条関係）

年 月 日

（宛先）三豊市長

所在地

団体名

代表者職氏名

印

三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金について、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第 1 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり補助金の概算払による交付を請求します。

記

1 事業名(事業区分)

2 交付請求額 _____ 円

(単位：円)

内訳	交付決定額（A）	
	交 付 済 額（B）	
	今回交付請求額（C）	
	差 引 残 額（A－B－C）	

3 振込先口座

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名等	本店 支店 出張所
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
フリガナ 口座名義			

様式第18号（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長 

三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第19条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の確定額 _____ 円
- 2 補助金の既交付済額 _____ 円
- 3 返還額 _____ 円
- 4 取消理由

（宛先）三豊市長

所在地
団体名
代表者職氏名

三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定のあった三豊市地域コミュニティ活動支援事業で取得した財産について、下記のとおり処分したいので、三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱第 23 条第 2 項の規定により申請します。

記

処分しようとする取得財産等

財産の名称	
処分の方法	
処分の時期	
処分の理由	

備考 「処分の方法」の欄には、目的外使用、譲渡、交換、貸付等の別を記載してください。

【制定起案】

市の区域内で活動する市民活動団体が実施する市民生活の向上や地域の振興に貢献すると認められる公益的活動に対し、予算の範囲内において三豊市地域コミュニティ活動支援事業補助金(以下「補助金」という)を交付し、市の多彩な市民力や地域資源を生かした協働のまちづくりを推進することを目的とし、地域コミュニティ活動を支援するための補助金制度を新たに制定するものです。